

《壱岐市建設工事等入札・契約事務の注意事項》

1. 入札書の記入、押印

入札参加者は、必ず入札書に必要事項をすべて記入し、封筒を密封のうえ、入札執行者へ提出してください。

- (1) 記入の仕方 入札書は、ボールペン又はペンなど、訂正のできない筆記具で記入してください。
- (2) 工事(業務)名 入札公告又は入札執行通知書の工事(業務)名を(楷書で)記入してください。
- (3) 金額 希望請負金額(「消費税抜き」の金額)を記入してください。
一枠に一字ずつ、金額の前の枠に「¥」を記入してください。
- (4) 日付 入札日を記入してください。
- (5) 入札 所在地、商号又は名称、代表者役職氏名又は受任者の欄は、それぞれ競争入札参加資格審査申請書(変更を届け出た場合は変更届)に記入したとおりの者を記入し、届け出た使用印鑑(以下「使用印鑑」という。)を必ず押印してください。
- (6) 委任状 代理人は入札する際は、必ず委任状が必要となります。
- (7) 誤りの訂正 誤って記入し、訂正する場合は、誤記部分に「二重線」を引き、その線に入札人の使用印鑑(委任状があるときは委任された者の印鑑)と同じ印鑑を押印し、正しく書き直してください。修正液、修正テープ等は使用しないでください。
※ただし金額の訂正は認めません。

2. 入札当日

持参するもの・・・入札書、入札書提出用封筒、使用印鑑(又は代理人の印鑑と委任状)、
筆記具

- (1) 入札を辞退又は欠席する場合は、必ず入札執行日時前までに連絡してください。
- (2) 提出された入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
また、入札後は、設計図書、入札執行通知書及び現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

3. 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるとき、入札参加者が1者の場合(入札公告に参加者が1者のみの場合は中止する旨の文言があるときに限る)は、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

4. 無効となる入札

- (1) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- (2) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (3) 鉛筆等訂正の容易な筆記具や修正液・テープ、シール等を使用したとき。
- (4) 文字、数字等を訂正した場合において、訂正印の押印がないとき。
- (5) 全各号に掲げるもののほか、壱岐市財務規則第77条及び市が別に定める事項に該当したとき。

5. 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最も低い価格で入札をした者としてします。
- (2) 最低制限価格未満の入札をした者は失格としてします。
- (3) 予定価格以下で最低制限価格以上の、最も低い価格で入札をした者が2者以上あった場合は、くじにより落札を決定します。

6. 入札回数

入札回数は2回を限度とします。案件ごとに公告に明記しますのでご確認ください。

- (1) 入札回数が1回の場合

落札者がいない場合は入札を終了します。

- (2) 入札回数が2回の場合

※開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。

※再入札を行うにあたって、1回目の入札での最低入札金額のみを発表します。

このため、再入札書の金額は、この発表を聞いたうえでこれを下回る金額を記入してください。

※2回目を終えて落札者がいない場合は入札を終了します。その場合、不落随契は行いません。

7. 契約の締結

- (1) 契約書等の提出書類は落札決定の日を含めて7日以内に提出してください。
- (2) 契約締結日は落札決定の日より必ず7日以内の日付とします。
- (3) 工期（履行期間）の開始日は契約締結日と同日とします。（余裕期間制度が設定されている場合を除く）

8. 契約保証金（壱岐市財務規則第90条）

- (1) 保証金の額は契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上です。
- (2) 契約保証金は、現金又は小切手で納付していただきますが、履行保証保険の保険証書、金融機関の保証書、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証でも構いません。

9. 前払金

契約金額が300万円以上の工事の場合は、原則として請負金額の4割以内（工事の場合）で前払金を請求することができます。（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証が必要）

10. 建設業退職金共済制度

- (1) この制度は、中小企業退職金共済法に基づいて国が作った建設業の現場で働く方々のための退職金制度です。
建設業の事業主が退職金機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設業の現場で働く従業員を被共済者として、その従業員にこの機構から交付する共済手帳に働いた日数分の共済証紙を貼り消印すると、その従業員が建設業で働くことをやめたときに退職金が支払われるものです。
- (2) 自社内で共済制度がある場合や中小企業退職金共済事業等の共済制度に加入している人だけで施工する場合は、加入の必要はありません。
また、役員報酬を受けている者や本社等の事務専用職員は加入できません。
- (3) 証紙は、実際に雇用する人数の日数分を購入し、掛金収納書をA4版の用紙に貼って提出してください。

〈経営事項審査〉

- (1) 公共工事を直接請け負おうとする建設業者は建設業法に基づく経営事項審査を毎年受けていなければなりません。（壱岐市建設工事執行規則第3条）
- (2) 入札参加資格の認定後においても、経営事項審査は継続して受けるようにしてください。なお、有効な結果通知書が確認できないときは、入札に参加できない場合があります。